

都城市小規模特認校入学・転入学許可制度について

1 趣旨及び目的

恵まれた自然環境の中で小規模校の特性を生かし、心身の健やかな成長を図り、豊かな人間性を培い、明るく伸び伸びとした教育を受けさせたいという保護者の希望に応えるために一定の条件を付し、特別に通学区域外から入学及び転入学を認めるものであり、あわせて小規模校の教育活動の一層の活性化を図ることを目的とする。

2 小規模特認校入学・転入学許可制度の導入の考え方

児童生徒が通学する学校は、都城市教育委員会が定めた通学区域（都城市立小中学校通学区域に関する規則）により指定するが、小規模特認校入学・転入学許可制度は、保護者が上記の趣旨及び目的に従い、小規模校の特色のある環境の中で教育を受けさせたいという場合に限定されるものであり、下記４の（１）～（４）のすべての条件を満たしている場合にのみ許可するものである。

3 指定する学校

夏尾小学校、夏尾中学校、笛水小学校、笛水中学校

4 特認校入学・転入学の条件

- （１） 都城市内に在住し、入学または転入学を希望する児童生徒が本来通学すべき学校が小規模校でないこと。
- （２） 本来通学すべき学校の学級編制において、学級が減少する等の支障がないこと。
- （３） 原則として１年間以上の通年通学が可能であること。
- （４） 保護者の責任・協力
 - ① 児童生徒の通学にあたっては原則として保護者が送迎する等保護者の負担とすること。
 - ② 登下校の安全については、保護者の責任とすること。
 - ③ 通学する小規模特認校の教育活動をはじめ、ＰＴＡ活動へ賛同し、その他の学校の教育指導等に関しても協力できること。

5 入学・転入学の申請

小規模特認校へ入学または転入学を希望する保護者は、申請書及び在籍校校長の意見書を添えて都城市教育委員会へ申請をする。申請後、小規模特認校の校長の面接を受ける。

なお、在籍校校長の意見書については、夏尾小学校及び笛水小学校への新入学児童は必要ない。

6 審査

都城市教育委員会は申請書が提出されたら、小規模特認校及び在籍校の校長から意見を聴取し協議の上、結果について保護者に小規模特認校入学・転入学許可書または不許可通知書をもって通知する。

7 許可の取り消し

入学・転入学を許可した後、虚偽の申請または小規模特認校制度の目的に合わない事由等が明らかとなり、支障があると認められるときは、入学・転入学を取り消すものとする。

8 施行期日等

この制度は平成１９年１月１日から施行し、平成１９年度から運用するものとする。